

仕 様 書 番 号			
G L T - C G - Z 0 0 0 0 1 0 C			
作成	令和	6 年	3 月 2 0 日
変更	令和	8 年	3 月 2 3 日
補給本部		装備計画部	

陸上自衛隊

知的財産権共通仕様書

陸上自衛隊知的財産権共通仕様書

目 次

1	総則	1
1.1	適用範囲	1
1.2	用語及び定義	1
1.3	引用文書等	2
2	知的財産管理への対応に関する要求	2
2.1	日本版バイ・ドール制度を適用する可能性がある場合	2
2.2	日本版バイ・ドール制度を適用しない場合	2
2.3	産業財産権のみに日本版バイ・ドール制度を適用する可能性がある場合	3
3	仕様書に関する疑義	3

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸上自衛隊 知的財産権共通仕様書	G L T - C G - Z 0 0 0 0 1 0 C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 6 年 3 月 2 1 日
	変 更	令和 8 年 3 月 2 3 日
	作成部隊等名	補給本部 装備計画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊における装備品等又は装備品等に関する役務の調達に当たり、適用する知的財産権に関わる共通事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 1 による。

1.2.1

知的財産

“知的財産基本法”第2条第1項で定義される知的財産をいう。

1.2.2

知的財産権

知的財産に係る次の権利（外国におけるこれらに該当するものを含む。）をいう。

- a) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（以下、“産業財産権”という。）並びに著作権
- b) 技術資料を利用及び処分する権利

1.2.3

著作者人格権

“著作権法”第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。

1.2.4

著作権

“著作権法”第21条から第28条までに規定する複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等及び二次的著作物の利用に関する原作者の権利をいう。

1.2.5

日本版バイ・ドール制度

“産業技術力強化法”第17条に定められた制度をいう。

1.2.6

技術資料

技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。

1.2.7

研究開発等

研究，開発，改良，設計（設計変更含む），試験，調査及びその他の委託性のある業務をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

産業技術力強化法（平成12年法律第44号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）

研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）〔装技振第7243号（31.3.29）〕

1.3.2 関連文書

特許法（昭和34年法律第121号）

実用新案法（昭和34年法律第123号）

意匠法（昭和34年法律第125号）

半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）

産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）

プログラムの契約に係る著作権の取扱いについて（通知）〔装管調第269号（27.10.1）〕

2 知的財産管理への対応に関する要求

2.1 日本版バイ・ドール制度を適用する可能性がある場合

“研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令”及び“研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）”の別紙1

“研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領”に対応して付される“知的財産の取扱いに関する特約条項”の規定による。

2.2 日本版バイ・ドール制度を適用しない場合

“研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令”及び“研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）”の別紙1

“研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領”に対応して付される“知的財産の取扱いに関する特約条項”の規定によるほか，2.2.1～2.2.4の規定は，“知的財産の取扱いに関する特約条項”に優先する。

2.2.1 産業財産権の取扱い

この契約によって生じた成果に係る特許，実用新案登録及び意匠登録並びに回路配置利用権の設定の登録を受ける権利について，契約の相手方は，全て官側に譲渡する。

2.2.2 著作者人格権の取扱い

この契約で生じた著作物について、契約の相手方は、著作者人格権を行使しない。また、この契約の一部又は全部を再委託した第三者についても同様とする。ただし、契約の相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けたものを含む。以下、同じ。）については、その限りではない。

2.2.3 著作権の取扱い

この契約で生じた著作物について、契約の相手方は、全ての著作権（“著作権法”第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下、同じ。）を官側に譲渡しなければならない。ただし、契約の相手方の固有の技術資料については、その限りではない。

2.2.4 技術資料を利用及び処分する権利の取扱い

この契約で生じた技術資料を利用及び処分する権利は、官側がもつ。ただし、契約の相手方の固有の技術資料については、その限りではない。

2.3 産業財産権のみに日本版バイ・ドール制度を適用する可能性がある場合

“研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令”及び“研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）”の別紙1

“研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領”に対応して付される“知的財産の取扱いに関する特約条項”の規定によるほか、2.3.1～2.3.3の規定は、“知的財産の取扱いに関する特約条項”に優先する。

2.3.1 著作者人格権の取扱い

この契約で生じた著作物について、契約の相手方は、著作者人格権を行使しない。また、この契約の一部又は全部を再委託した第三者についても同様とする。ただし、契約の相手方の固有の技術資料については、その限りではない。

2.3.2 著作権の取扱い

この契約で生じた著作物について、契約の相手方は、全ての著作権を官側に譲渡しなければならない。ただし、契約の相手方の固有の技術資料については、その限りではない。

2.3.3 技術資料を利用及び処分する権利の取扱い

この契約で生じた技術資料を利用及び処分する権利は、官側がもつ。ただし、契約の相手方の固有の技術資料については、その限りではない。

3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。